

第1章

計 画 概 要

1. 計画の目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4

我が国の住宅政策は、高度経済成長期の人口増加時代における量的供給から、その後、重点を住宅の質の向上や良好な住環境の確保に移行しました。近年では、人口減少、少子高齢社会への対応や、既存住宅ストックの活用等が重要な政策課題となっています。

熊本県では、平成19年（2007年）2月に「熊本県住宅マスタープラン」を策定、平成25年（2013年）3月及び平成30年（2018年）3月に一部改定を行い、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する政策に取り組んできました。

そのような中、頻発・激甚化するようになった自然災害への対応、令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新たな日常」への対応、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた対応などが求められるようになり、令和3年（2021年）3月に国の住生活基本計画（全国計画）が見直されました。

本県においても、全国計画の見直しを踏まえ、社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応するとともに、全国平均を先行する人口減少、少子高齢化の進展に加え、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨の発生など、住生活を取り巻く環境の変化に対応し、実情に即した政策を展開するため、現在の「熊本県住宅マスタープラン」を一部改定しました。

熊本県住生活基本計画「熊本県住宅マスタープラン」H19.2月策定
【計画期間 H18~H27年度】

熊本県住生活基本計画「熊本県住宅マスタープラン」H25.3月一部改定
【計画期間 H24~H32年度】

熊本県住生活基本計画「熊本県住宅マスタープラン」H30.3月一部改定
【計画期間 H29（2017）~ R7（2025）年度】

国の動き

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正
- 建築基準法の改正
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正

社会情勢の変化

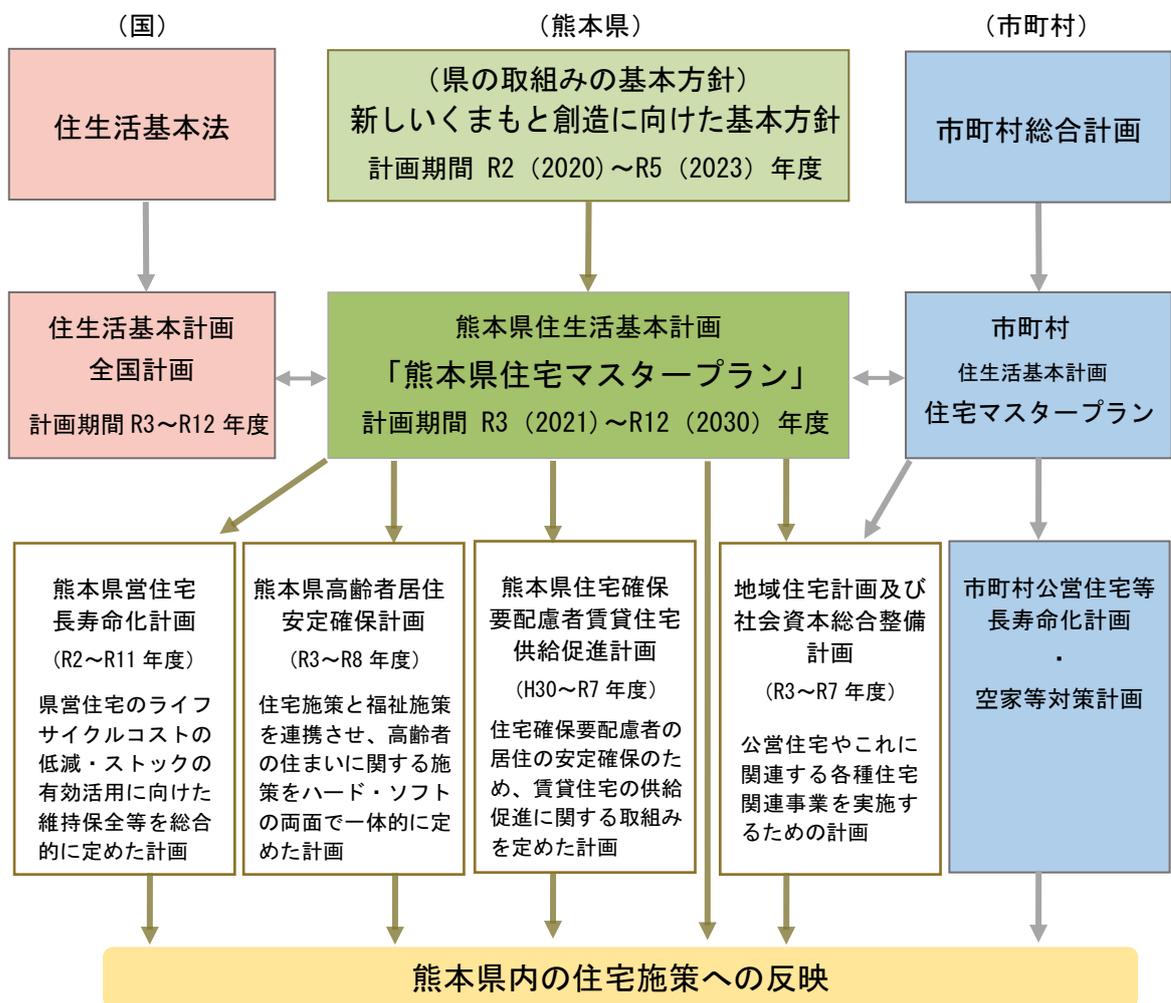
県の動き

- 「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」の策定
- 「熊本県人口ビジョン」の改訂
- 「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

熊本県住生活基本計画「熊本県住宅マスタープラン」の改定
【計画期間 R3（2021）~R12（2030）年度】

本計画は、住生活基本法（平成18年6月8日制定）第17条に基づく住生活基本計画（都道府県計画）であり、熊本県の住宅施策の基本となるものです。

また、県内市町村が市町村住宅マスタープラン等を策定する際の基本的な指針となるものです。

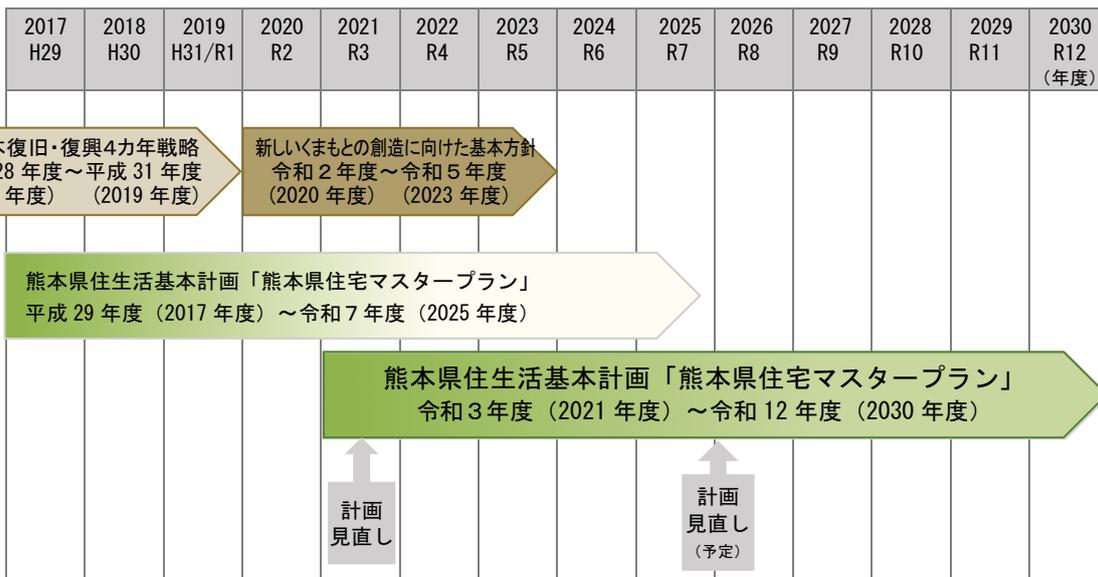


3

計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、本計画は、県政運営の方向性や社会経済情勢の変化、全国計画の見直し等を踏まえて、概ね5年後に見直すこととします。



4

計画の対象

本計画は、熊本県内全域を対象とします。